

年金受給者専用定期預金 (悠々500)

2024 年 7 月 1 日現在

1. 商品名	年金受給者専用定期預金（愛称：悠々500）
2. 取扱期間	2024 年 7 月 1 日（月）～ 2027 年 6 月 30 日（水）
3. ご利用いただける方	当金庫で公的年金をお受け取りいただいている方、新たにお受け取り手続きをされた方
4. 預金種類	自動継続（元金継続）型のスーパー定期
5. 期間	1 年
6. お預け入れ (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	一括預入 1,000 円以上 500 万円以内 1 円単位
7. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻します。
8. お利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	固定金利 ・ お預け入れ時のスーパー定期の店頭表示の利率に年 0.050%を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期の店頭表示の利率に年 0.050%を上乗せした利率を適用します。 満期日以後に一括してお支払いします。 付利単位を 1 円、1 年を 365 日とする日割計算をします。
9. 税金	20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。但し、マル優をご利用の場合を除きます。
10. 手数料	必要ありません。
11. 付加できる 特約事項	総合口座の担保とすることができます。 マル優のお取り扱いができます。
12. 期限前解約時の お取扱い	別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
13. 金利情報等の 入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
14. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<苦情処理措置> ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部（9 時～17 時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。 <紛争解決措置> ・ 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山県弁護士会（電話 076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 ・ なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。
15. その他	・ 本商品のお申し込みは、公的年金をお受け取りしている店舗に限らせていただきます。（1 店舗のみ） ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により

	計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます。 ・ 市場動向等により預入利率を変更する場合や、募集動向により取扱期間中でも受付を終了させていただく場合があります。
--	--

【別表】 預入期間に応じた期限前解約利率

預入期間	期限前解約利率
6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率 × 40%